

## 指名停止情報

(県外)

業者名	指名停止期間	指名停止理由
(株) 銭高組 大阪市西区西本町2-2-4	令和4年7月1日 ┆ 令和5年6月30日	防衛省近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地の「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」に関し、令和4年5月31日、当該名簿登載業者の元名古屋支店長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で在宅起訴されたため。
(株) 浅沼組 大阪市浪速区湊町1-2-3 マルチ難波ビル	令和4年9月1日 ┆ 令和5年8月31日	千葉県市川市が発注した市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事に関し、令和4年7月26日、当該名簿登載業者の元千葉営業所長が公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたため。
(株) ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 四丁目6番地	令和4年11月10日 ┆ 令和5年5月9日	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和4年10月17日、排除措置命令及び課徴金納付命令等を受けたため。
水道機工 (株) 東京都世田谷区桜丘5丁目48番地16	平成5年3月13日 ┆ 令和5年6月12日	建設業法の規定に違反し、監督処分(営業停止)がなされ、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたため。
(株) 水機テクノス 東京都世田谷区桜丘5丁目48番地16	平成5年3月13日 ┆ 令和5年6月12日	建設業法の規定に違反し、監督処分(営業停止)がなされ、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたため。